日本赤十字社会計規則施行細則第39条の2に基づく公表対象の随意契約一覧

物品等又は役務の名称及び数量		単位	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額（税込）	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
家具固定工事	1	式	事務部　管財課 名古屋市昭和区妙見町2-9	3月20日	ファーストステラ（株） 愛知県岡崎市元能見町 120番地	¥9,900,000	平成29年に実施したプロポーザルにより選定された業者であり、当該業者による耐震固定器具設置以来、家具の倒壊等の事故は発生していないという実績がある。その耐震固定器具を取り扱うメーカーは当該業者のみであることから、日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するものと判断し、随意契約とする。	管財課取り扱い